

薬生水発 0331 第 12 号
令和 5 年 3 月 31 日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水質検査における対応について

令和 3 年 11 月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置された。

令和 4 年 6 月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7 項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約 1 万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年 12 月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表が策定された。

一括見直しプランでは、令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各法令条項においても、当該 2 年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところ。

これを受けて、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知）及び「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330006 号厚生労働省健康局水道課長通知）を下記のとおり見直すこととしたので貴管下の水道事業者等に対して周知方、よろしくご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であること並びに厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添える。

記

- 1 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号水道課長通知）について別紙 1 新旧対照表のとおり改正したこと。

なお、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌検査については、引き続き「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき実施すること。

2 「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330006 号厚生労働省健康局水道課長通知）について

別紙 2 新旧対照表のとおり改正したこと。

なお、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌検査については、引き続き「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき実施すること。

別紙 1

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(平成15年10月10日) (健水発第1010001号) (各都道府県・市・特別区水道行政担当部（局）長あて厚生労働省健康局水道課長通知 最終改正 <u>令和5年3月31日薬生水発0331第12～15号</u> 第4 7 原水に係る指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。	(平成15年10月10日) (健水発第1010001号) (各都道府県・市・特別区水道行政担当部（局）長あて厚生労働省健康局水道課長通知 最終改正 <u>令和5年3月24日薬生水発0324第1～4号</u> 第4 7 原水に係る指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、<u>定期的に</u>原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。

別紙 2

「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成19年 3 月30日付け健水発第0330006号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
健水発第0330006号 平成19年 3 月30日 (最終改正 <u>令和 5 年 3 月31日</u>) 第 2 留意事項 1. 原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。 また、平成20年度以降については、原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法（昭和32年法律第177号）第20条第1項の規定に基づく水質検査に準じて、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第6項の規定に基づく水質検査計画に位置付けられたいこと。	健水発第0330006号 平成19年 3 月30日 (最終改正 <u>平成26年 3 月31日</u>) 第 2 留意事項 1. <u>定期的な</u>原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、<u>定期的に</u>原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。 また、平成20年度以降については、原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法（昭和32年法律第177号）第20条第1項の規定に基づく水質検査に準じて、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第6項の規定に基づく水質検査計画に位置付けられたいこと。